

回答書

令和4年度 松山市国民健康保険 特定保健指導業務委託に関する質問に対し、次の通り回答します。

(令和4年1月11日受付分)

質問項目	質問内容	回答
① 業務仕様書_業務内容_5.特定保健指導_(4)特定保健指導の実施_①基本事項	特定保健指導の実施者は、十分な研修を受けた経験のある保健師または管理栄養士とし、初回面接から実績評価まで同一者が対応できる体制を整えるよう努めること。とありますが、初回面接から実績評価まで同一者が対応するというのはマストの条件でしょうか	「努めること」としておりますので、必須ではありません。
② 業務仕様書_業務内容_6.利用勧奨事業の実施_(3)事業の実施	「動機付け支援」「積極的支援」のプログラムのうち、対象者の支援計画に基づく運動に関する実践的指導者として、運動に関する専門的知識及び技術を有する者が行うこと。とありますが、質問①の事項も加味すると、保健師または管理栄養士かつ、運動に関する専門的知識及び技術を有する者、が初回支援及びそれ以降の支援を実施するという認識でよろしいでしょうか。	運動についてのイベントを実施する場合、その実践的指導者は運動に関する専門的知識及び技術を要する者が行う必要がありますが、保健師または管理栄養士である必要はありません。例えば、外部講師として専門的知識を持つ方をお呼びし、講演を実施していただき、その後未利用者に対して保健師または管理栄養士が面談を実施することを想定しています。
③ 提出様式_会社概要_3.業務実績	実績を示す資料については、契約書の写しでもよろしいでしょうか。	契約書の写しでも構いません。